

○厚生労働省告示第二十二号

雇用対策法施行令（昭和四十一年政令第二百六十二号）第五条及び雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第二百四十五号）附則第二条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める外国人雇用状況の通知の様式を定める件（平成十九年厚生労働省告示第二百七十七号）の一部を次の表のように改正する。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成三十年二月二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

出 発	出 発 届
<p>様式 (表面) ①外国人の氏名 (ローマ字)</p> <p>様式 (裏面) 注意</p> <p>1 雇入れに係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ①欄には、外国人の氏名を、姓、名、ミドルネームの順に<u>ローマ字</u>で記載し、フリガナをカタカナで記載すること。(ミドルネームがない場合は姓名のみ記載)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 表面の記載に当たっては、在留カードを所持する者については①～⑦欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～⑥欄は旅券又は在留資格証明書、⑦欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書又は就労資格証明書により確認し、記載すること。</p>	<p>様式 (表面) ①外国人の氏名 (ローマ字又は漢字)</p> <p>様式 (裏面) 注意</p> <p>1 雇入れに係る外国人雇用状況届出書として使用する場合の注意</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ①欄には、外国人の氏名を、姓、名、ミドルネームの順に<u>ローマ字又は漢字</u>で記載し、フリガナをカタカナで記載すること。(ミドルネームがない場合は姓名のみ記載)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 表面の記載に当たっては、在留カードを所持する者については①～⑦欄は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～⑥欄は旅券又は在留資格証明書、⑦欄は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書又は就労資格証明書により確認し、記載すること。</p> <p><u>ただし、在留カードを所持しない者については①～⑥欄は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律 (平成二十一年法律第七十九号) 附則第十五条第二項各号に定める期間については、外国人登録証明書により確認し、記載することもできること。</u></p>